

令和 3 年度第 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 8 月 3 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 4〕

① 件 名	地震災害時の応急対策活動協力に関する協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>東日本大震災を契機に、大規模地震発生時に各自治体が宮城県の支援を待たずに、地域主導型で、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物応急危険度判定体制の整備を予定していたところ、令和 3 年 6 月に地震災害時の応急対策活動協力に関する協定の締結について、一般社団法人宮城県建築士会、一般社団法人宮城県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会から申出があり、これまで協議を行ってきた。</p> <p>【目的】</p> <p>協定締結により地域主導型応急危険度判定の体制を構築することで、災害発生時において迅速に対応し、二次被害の防止に努め、住民安全確保を図るもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>宮城県被災建築物応急危険度判定実施要綱 （平成 1 4 年 6 月 1 8 日制定 宮城県建築物等地震対策推進協議会）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成 2 4 年 1 1 月 宮城県地域主動型応急危険度判定等実施体制整備方針作成</p> <p>平成 2 9 年 1 1 月 平成 2 9 年度宮城県建築物等地震対策推進協議会ワーキング（震後対策ワーキング）において、市町村初期行動マニュアル（案）が示され、宮城県から地域主動型応急危険度判定体制の整備方針が示される。</p> <p>平成 3 0 年 8 月 平成 3 0 年度宮城県建築物等地震対策推進協議会ワーキング（震後対策ワーキング）において、市町村初期行動マニュアル（案）の改正があり、地域主動型応急危険度判定体制の整備を求められる。</p> <p>令和 3 年 6 月 一般社団法人宮城県建築士会、一般社団法人宮城県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会から協定締結の申出</p>
⑤ 主な内容	<p>【協定先】</p> <p>一般社団法人宮城県建築士会（仙台市宮城野区二十人町 3 0 3 - 3）  一般社団法人宮城県建築士事務所協会（仙台市青葉区上杉 2 丁目 2 - 4 0）  公益社団法人日本建築家協会東北支部宮城地域会（仙台市青葉区一番町 4 - 1 - 1）</p> <p>【協定内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急対策活動</li> <li>2 協力の要請方法</li> <li>3 判定士及び第三者に対する補償制度</li> <li>4 連絡体制の在り方</li> <li>5 石巻市と建築関係団体との情報共有及び連絡体制</li> </ol> <p>【協定締結期間】</p> <p>協定締結の日から 1 年間とする。（1 年ごとに自動更新）</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】  指定避難施設等を速やかに応急危険度判定することにより、市民の人命に関わる二次災害の防止が早急に図られる。</p> <p>【市財政への負担】  市の負担は、ボランティア活動保険料として <math>670円 \times 100人 = 67,000円</math> の見込みである。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>県内自治体協定締結状況（9自治体が締結）  仙台市、塩竈市、白石市、大崎市、栗原市、登米市、涌谷町、加美町、色麻町</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>令和3年9月1日 協定締結式</p>
<p>⑨ その他</p>